

■表2 補装具判定事務取扱

| 市町村が決定 | | | |
|-----------------------------|---|--|--|
| 更生相談所直接判定 (申請者を直接診て判定) | 更生相談所文書判定 (医師意見書による判定) | 医師意見書により 市町村が判断 | 市町村のみで判断 |
| 義肢 装具 座位保持装置 電動車いす | 眼鏡（弱視眼鏡） 補聴器 車いす（オーダーメイド） 重度障害者用意思伝達 装置 | 眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼 鏡・コンタクトレンズ） 義眼 車いす（レディメイド） 歩行器 | 盲人安全つえ 歩行補助つえ（一本つ えを除く） 車いす（手押し型レデ ィメイド） |

* 都道府県によって取扱いが異なります。